

報道機関用提供資料(連絡先)	
総務部広報広聴総括責任者 石川企画調整報道監	
担当課・ 担当者	財政課 佐藤 財政主幹
電話番号	内線 2415
	直通 017-734-9032

報道機関 各位

19.8.15

財 政 課

平成 18 年度普通会計決算状況について

1 決算規模

平成 18 年度は、三位一体改革の交付税改革による地方交付税総額の大幅削減や国庫補助負担金改革による社会保障関係費をはじめとする義務的経費における地方負担の大幅増等による厳しい財政環境の中で、平成 17 年 10 月に公表した「中期的な財政運営指針」に沿って、県債発行の抑制等により平成 20 年度までの元金ベースでのプライマリーバランスの黒字化達成に向けた改善を着実に進めるとともに、財源不足額をできる限り縮小することを目指して、財政改革プランや行政改革大綱に掲げる取組方策を徹底・加速すること等により、予算編成に取り組んだところである。

こうしたことから、平成 18 年度の普通会計の決算額は、

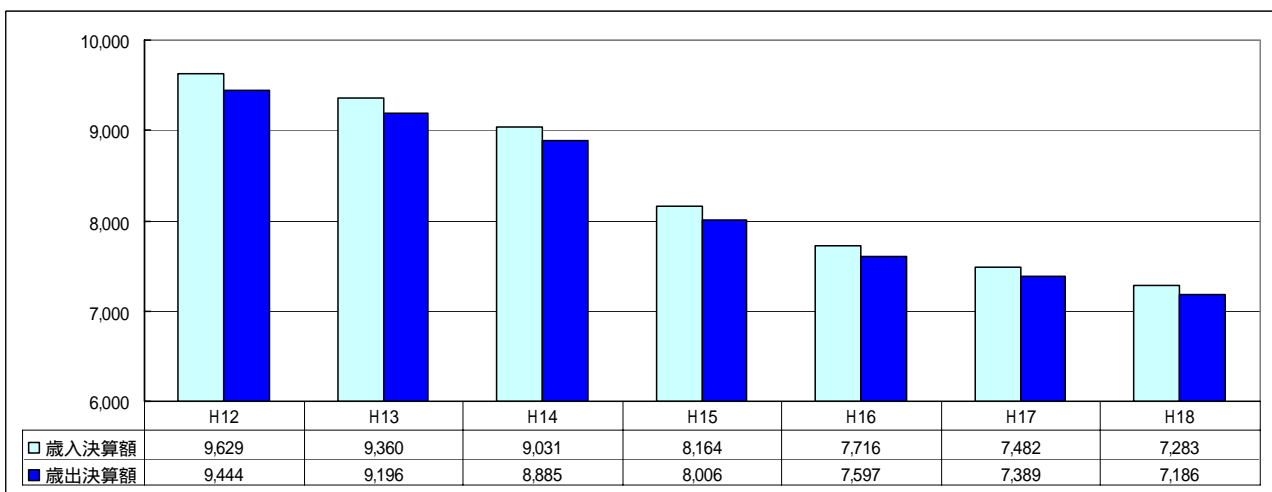
歳入 7,282 億 6,029 万 5 千円 (前年度 7,482 億 2,107 万 7 千円)

歳出 7,186 億 3,167 万円 (前年度 7,388 億 7,097 万 8 千円)

と、前年度に比べて歳入及び歳出ともに 2.7%(歳入 199 億 6,078 万 2 千円、歳出 202 億 3,930 万 8 千円) の減となり、6 年連続で前年度決算額を下回ることとなった。

〔歳入・歳出決算額の推移〕

(単位：億円)



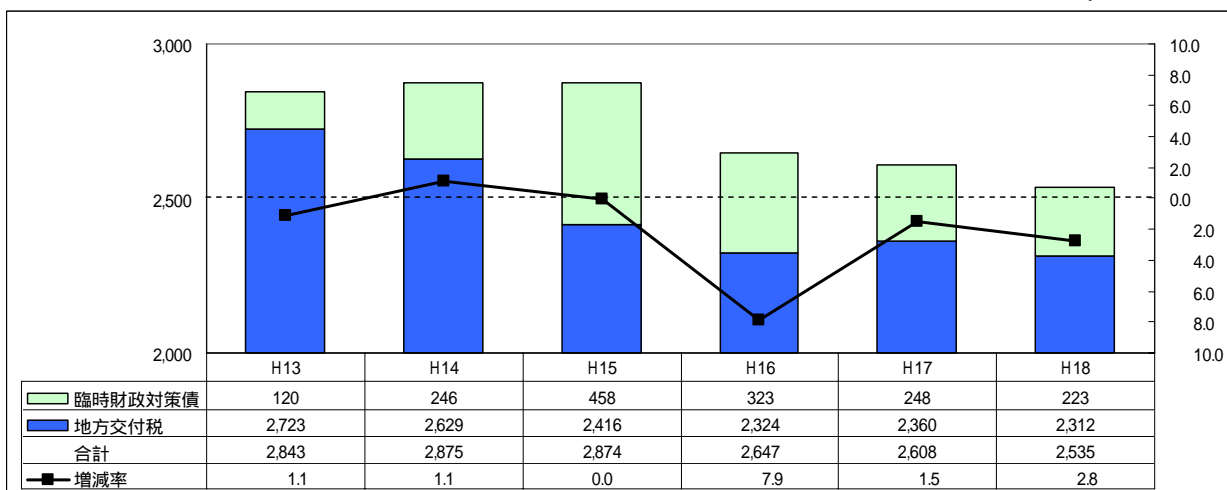
歳入、歳出ごとの主な増減要因は次のとおりである。

歳入において、地方税は、軽油引取税が8.0%の減となったものの、法人二税が38.3%の増、地方消費税が28.6%の増となったことなどにより、地方税全体では8.8%の増となった。また、地方譲与税は、国庫補助負担金改革による税源移譲額の全額が所得譲与税により措置されたこと等により131.6%の増となったが、地方特例交付金は、税源移譲予定特例交付金が廃止されたこと等から93.4%の減となり、両者の合計では30.4%の増となった。このほか、繰入金は、厳しい財政運営を反映して県債管理基金等からの繰入金が増となったこと等により27.4%の増となった。

一方で、地方交付税は2.0%の減、臨時財政対策債は9.9%の減、両者の合計では2.8%の減となったが、これは、地方交付税総額が大幅に削減された平成16年度から3年連続での減となるものである。また、国庫支出金は、国庫補助負担金改革に伴う一般財源化等により13.5%の減となったほか、地方債は、臨時財政対策債の減や投資的経費の抑制等により5.6%の減となったことなどから、歳入全体では2.7%の減となったものである。

〔地方交付税総額の推移〕 臨時財政対策債は発行可能額ベース。

(単位:億円、%)



歳出において、義務的経費は、人件費が、退職者数の増により退職手当は増となったものの、職員給料月額削減措置を引き続き行ったほか、定員適正化の着実な実施により職員数は減となったことから0.5%の減、扶助費が生活保護費の減等により7.6%の減となった一方で、公債費が臨時財政対策債に係る元利償還金の増等により2.2%の増となったことから、義務的経費全体では0.1%の増となった。

投資的経費は、普通建設事業費が8.0%の減(補助事業費は2.7%の減、単独事業費は13.2%の減)、災害復旧事業費が59.7%の減となったことから、投資的経費全体では10.5%の減となった。

また、補助費等は、国庫補助負担金改革等に伴う児童手当負担金及び介護給付費県負担金の増等により1.0%の増、貸付金は、特別保証融資制度貸付金の減等により14.2%の減となったことなどから、歳出全体では2.7%の減となったものである。

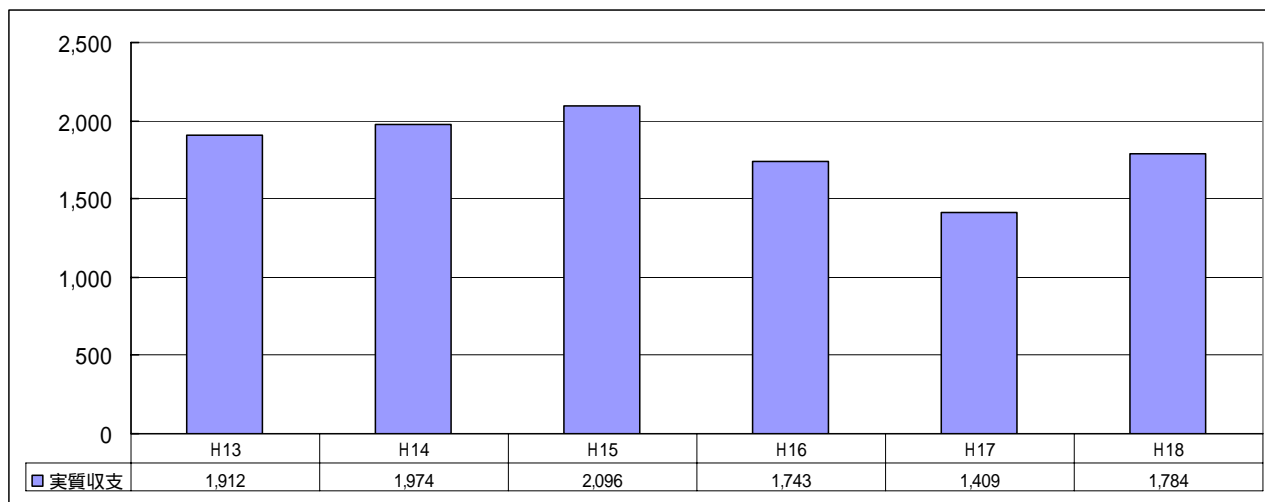
2 決算収支の状況

(1) 実質収支

平成 18 年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、96 億 2,862 万 5 千円の黒字である。この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源 78 億 4,473 万 6 千円を控除した実質収支は、17 億 8,388 万 9 千円の黒字である。

〔実質収支決算額の推移〕

（単位：百万円）

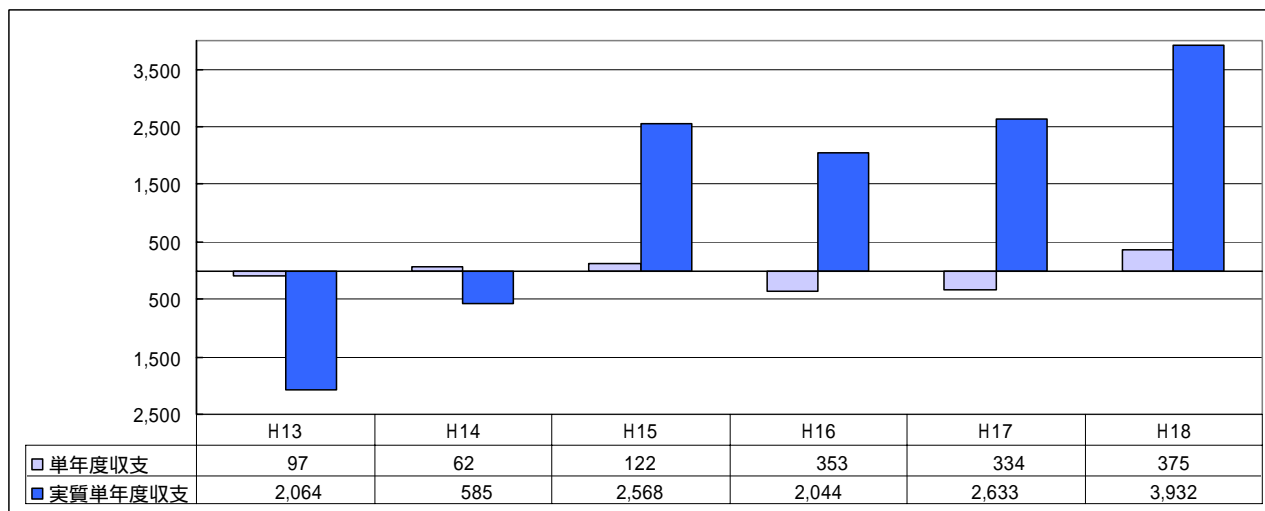


(2) 単年度収支及び実質単年度収支

平成 18 年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、3 億 7,496 万 5 千円の黒字である。平成 18 年度における実質的な黒字要因である財政調整基金への積立額 14 億 6,318 万 4 千円及び未償還元金の繰上償還額 40 億 9,409 万 2 千円と実質的な赤字要因である積立金取崩し額 20 億円を調整した後の実質単年度収支は 39 億 3,224 万 1 千円の黒字である。

〔単年度収支及び実質単年度収支決算額の推移〕

（単位：百万円）



3 財政指標等の状況

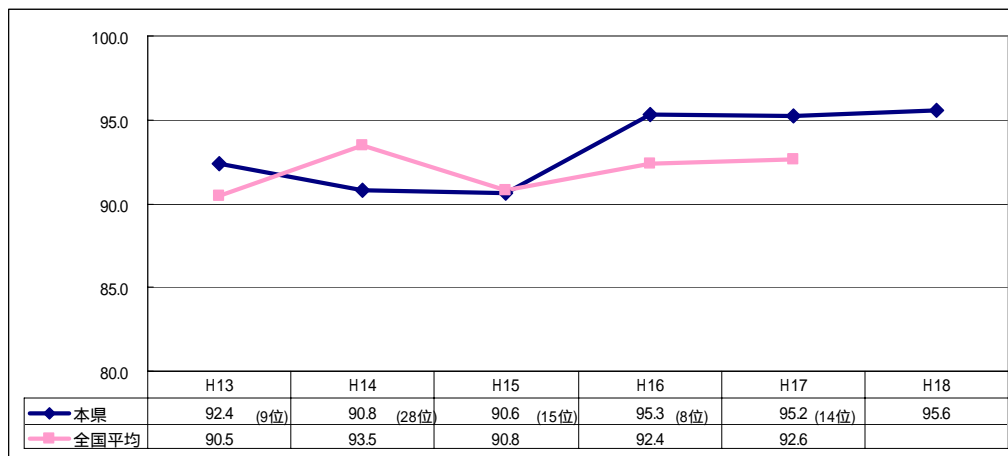
(1) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標である経常収支比率は、95.6%と平成17年度の95.2%から0.4ポイント増加した。

これは、分子となる「経常経費充当一般財源等」が国庫補助負担金改革による一般財源化等（社会保障関係費や義務教育職員人件費等）により、3.4%の伸び率だったのに対し、分母となる「経常一般財源等総額」は、地方税の増収があったものの地方交付税等の減少等により、2.9%の伸び率にとどまったことによるものである。

〔経常収支比率の推移〕

(単位：%)



表中の()内の数値は、高い方からの全国順位である。

(2) 実質公債費比率

平成18年度の本県の実質公債費比率は14.6%と平成17年度の14.2%から0.4ポイント増加した。

これは、分子の基礎となる公債費充当一般財源等が臨時財政対策債に係る元利償還金の増等により分子全体としては8.6%の伸び率だったのに対し、分母の基礎となる標準税収入額等は増となったものの、普通交付税及び臨時財政対策債が減となったことから、分母全体としては3.4%の伸び率にとどまったことによるものである。

〔実質公債費比率の推移〕

(単位：%)

	H17	H18
本 県	14.2 (24位)	14.6
全国平均	14.9	

()内の数値は、高い方からの全国順位である。

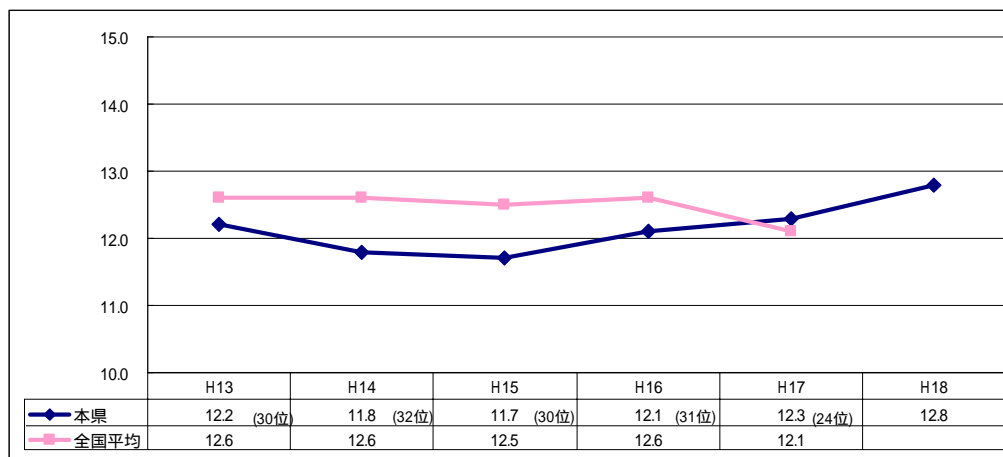
(参考) 起債制限比率

地方債の許可制限のために総務省の地方債許可方針において定められていた指標であり、当分の間は、上記実質公債費比率と併せて、地方債の発行に係る指標の一つとして用いられることとなっている。

平成 18 年度は 12.8%と、平成 17 年度の 12.3%から 0.5 ポイント増加した。

〔起債制限比率の推移〕

(単位：%)



表中の () 内の数値は、高い方からの全国順位である。

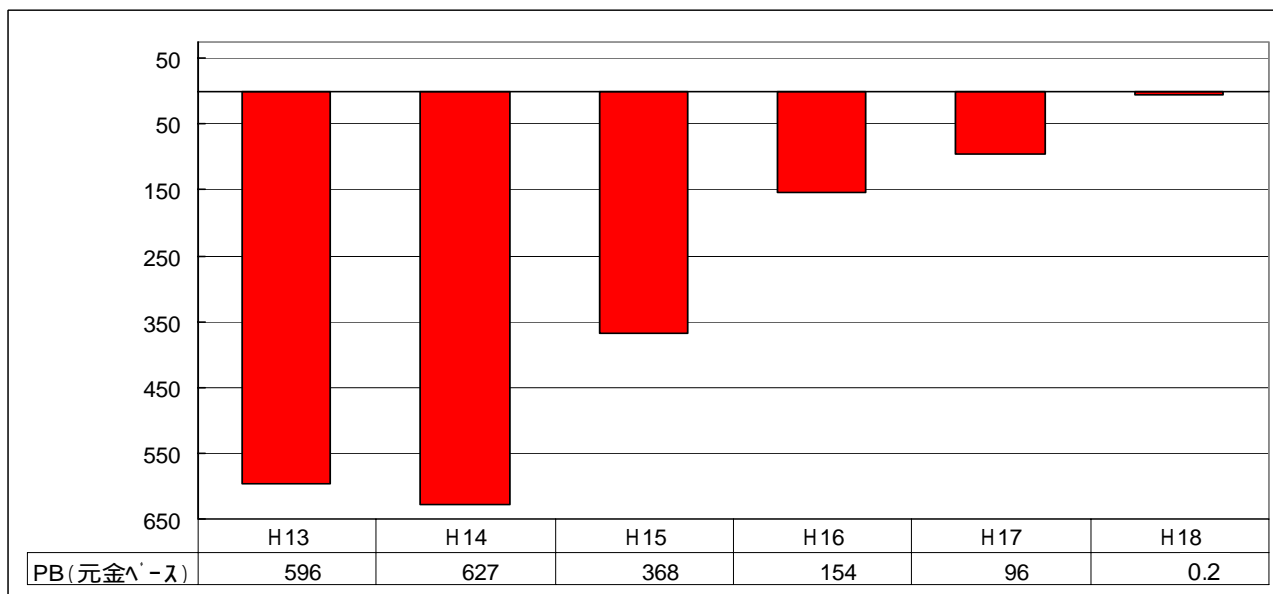
(3) プライマリーバランス(元金ベース)

普通会計ベースにおける平成 18 年度の元金ベースでのプライマリーバランスは 1,884 万 4 千円の赤字となり、平成 17 年度と比較し、大きく改善が図られたことから、地方債残高についても依然として累増してはいるものの、その増加率は微増となった。普通会計ベースにおけるこれらの改善は、小規模企業者等設備導入資金特別会計及び公共用地先行取得事業特別会計での元金ベースでのプライマリーバランスの黒字化による影響が大きいところである。

なお、「中期的な財政運営指針」(平成 17 年 10 月公表)において平成 20 年度までの黒字化達成を目指すこととしている一般会計ベースにおける元金ベースでのプライマリーバランスについても、平成 17 年度の 28 億 5,337 万 7 千円の赤字から、平成 18 年度は 23 億 171 万 8 千円の赤字へと改善が図られた結果、地方債残高の増加率も 0.2%の微増にとどまったところである。

〔プライマリーバランス(元金ベース)の推移【普通会計ベース】〕

(単位:億円)



特定資金公共投資事業債を除く。

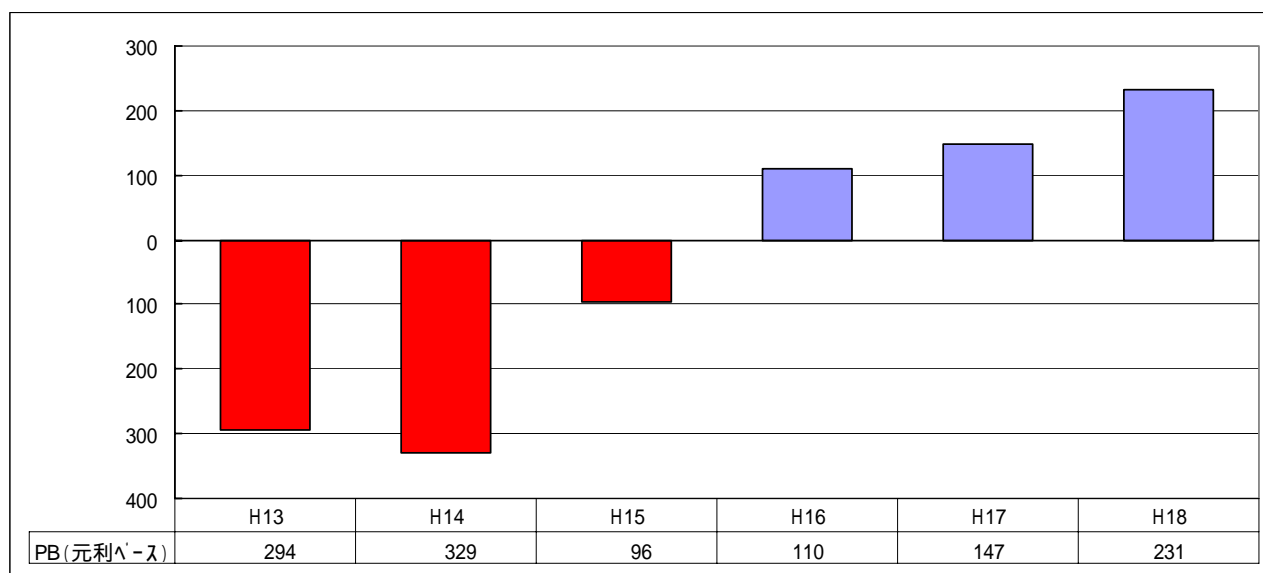
【一般会計ベース】

(単位:億円)

PB(元金ベース)	609	635	396	88	28	23
-----------	-----	-----	-----	----	----	----

(参考)〔プライマリーバランス(元利ベース)の推移【普通会計ベース】〕

(単位:億円)



特定資金公共投資事業債を除く。

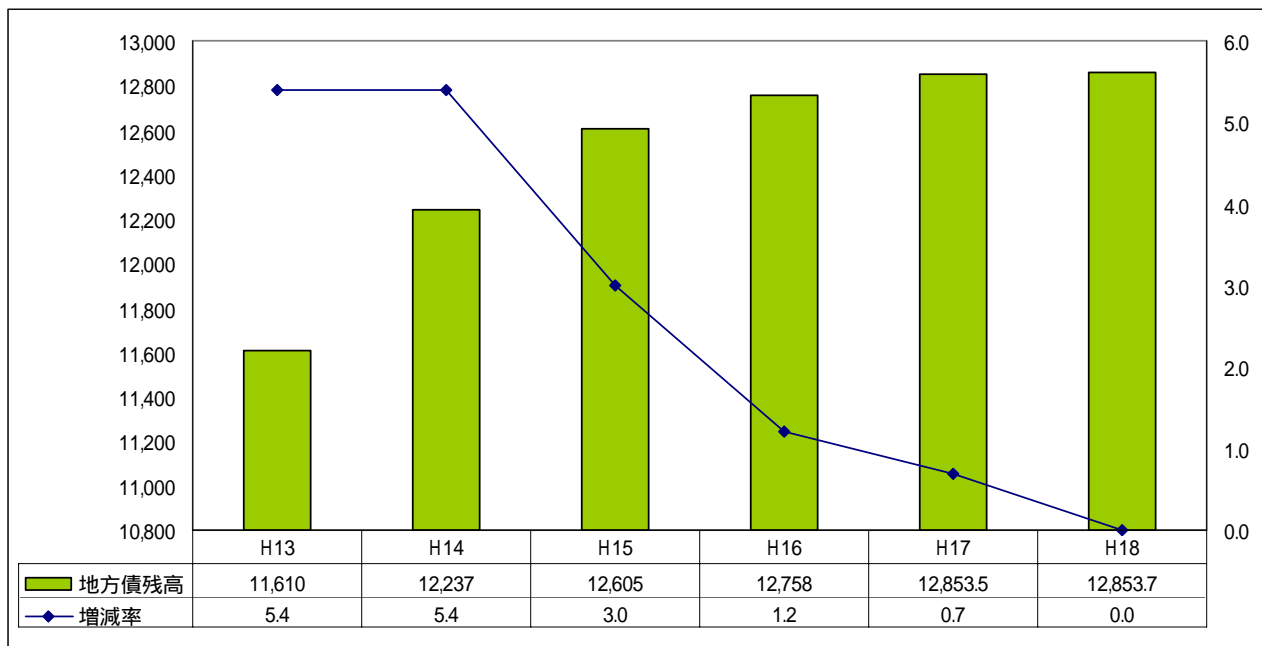
【一般会計ベース】

(単位:億円)

PB(元利ベース)	304	336	126	170	211	203
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

〔地方債残高の推移【普通会計ベース】〕

(単位：億円、%)



特定資金公共投資事業債を除く。

【普通会計ベース】

(単位：億円、%)

地方債残高	11,611	12,350	12,731	12,810	12,854	12,854
増減率	5.4	6.4	3.1	0.6	0.3	0.0

特定資金公共投資事業債を含む全体

【一般会計ベース】

(単位：億円、%)

地方債残高	11,565	12,200	12,596	12,684	12,712	12,735
増減率	5.6	5.5	3.2	0.7	0.2	0.2

平成16年度～平成18年度 普通会計決算の推移

(単位:千円)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	
歳入総額	A	771,574,330	748,221,077	728,260,295	
歳出総額	B	759,720,324	738,870,978	718,631,670	
歳入歳出差引額(A-B)	C	11,854,006	9,350,099	9,628,625	
翌年度へ繰り越すべき財源	D	10,110,862	7,941,175	7,844,736	
実質収支(C-D)	E	1,743,144	1,408,924	1,783,889	
単年度収支	F	352,502	334,220	374,965	
積立金	G	15,648	13,928	1,463,184	
繰上償還金	H	4,566,074	4,453,358	4,094,092	
積立金取崩し額	I	2,185,328	1,500,000	2,000,000	
実質単年度収支(F+G+H-I)	J	2,043,892	2,633,066	3,932,241	
参 考	標準税収入額	K	110,688,388	119,603,277	134,929,076
	普通交付税額	L	228,269,347	231,863,242	227,878,752
	標準財政規模(K+L)	M	338,957,735	351,466,519	362,807,828
	$E / M \times 100(\%)$		0.51	0.40	0.49

平成18年度決算統計 歳入・歳出の増減比較

【普通会計】

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分	平成18年度			平成17年度		増 減 A-B
	決算額 A	構成比	前年度比	決算額 B	構成比	
1 地方税	149,248,379	20.5	108.8	137,152,548	18.3	12,095,831
2 地方譲与税	26,340,027	3.6	231.6	11,374,512	1.5	14,965,515
4 地方特例交付金	609,849	0.1	6.6	9,285,697	1.2	8,675,848
5 地方交付税	231,193,920	31.7	98.0	236,020,419	31.5	4,826,499
6 交通安全対策特別交付金	587,082	0.1	103.6	566,769	0.1	20,313
7 分担金及び負担金	6,933,003	0.9	86.0	8,058,973	1.1	1,125,970
8 使用料	9,143,105	1.3	97.4	9,383,557	1.3	240,452
9 手数料	2,587,945	0.4	97.2	2,662,305	0.4	74,360
10 国庫支出金	108,269,794	14.9	86.5	125,126,283	16.7	16,856,489
12 財産収入	2,246,692	0.3	99.9	2,249,431	0.3	2,739
13 寄附金	226,343	0.0	298.4	75,847	0.0	150,496
14 繰入金	12,462,272	1.7	127.4	9,784,595	1.3	2,677,677
15 繰越金	8,820,524	1.2	79.1	11,145,445	1.5	2,324,921
16 諸収入	72,083,810	9.9	87.9	82,039,536	11.0	9,955,726
17 地方債	97,507,550	13.4	94.4	103,295,160	13.8	5,787,610
歳入合計	728,260,295	100.0	97.3	748,221,077	100.0	19,960,782

参考

臨時財政対策債	22,340,600		90.1	24,788,100		2,447,500
地方交付税 + 臨時財政対策債	253,534,520		97.2	260,808,519		7,273,999

歳出増減
(歳出 目的別)

(単位：千円、%)

区 分	平成18年度			平成17年度		増 減 A-B
	決算額 A	構成比	前年度比	決算額 B	構成比	
一 議会費	1,238,596	0.2	96.9	1,277,802	0.2	39,206
二 総務費	60,870,667	8.5	124.8	48,780,310	6.6	12,090,357
三 民生費	76,274,642	10.6	107.9	70,658,201	9.6	5,616,441
四 衛生費	24,530,251	3.4	84.1	29,169,812	3.9	4,639,561
五 労働費	1,805,345	0.3	91.6	1,970,238	0.3	164,893
六 農林水産業費	84,383,617	11.7	92.2	91,517,306	12.4	7,133,689
七 商工費	43,359,771	6.0	81.6	53,145,247	7.2	9,785,476
八 土木費	92,152,624	12.8	93.8	98,203,728	13.3	6,051,104
九 警察費	32,592,149	4.5	97.9	33,299,045	4.5	706,896
十一 教育費	158,727,226	22.1	95.5	166,230,623	22.5	7,503,397
十二 災害復旧費	3,582,009	0.5	40.3	8,889,863	1.2	5,307,854
十三 公債費	121,169,478	16.9	102.2	118,531,699	16.0	2,637,779
十六 利子割交付金	390,921	0.1	68.3	572,511	0.1	181,590
十七 配当割交付金	202,612	0.0	156.9	129,095	0.0	73,517
十八 株式等譲渡所得割交付金	138,276	0.0	82.6	167,462	0.0	29,186
十九 地方消費税交付金	14,408,772	2.0	106.0	13,589,472	1.8	819,300
二十 ゴル場利用税交付金	142,591	0.0	97.8	145,851	0.0	3,260
二一 特別地方消費税交付金	0	0.0	0.0	128	0.0	128
二二 自動車取得税交付金	2,662,123	0.4	102.7	2,592,585	0.4	69,538
歳出合計	718,631,670	100.0	97.3	738,870,978	100.0	20,239,308

(歳出 性質別)

(単位：千円、%)

区 分	平成18年度			平成17年度		増 減 A-B
	決算額 A	構成比	前年度比	決算額 B	構成比	
一 義務的経費	344,668,591	48.0	100.1	344,395,123	46.6	273,468
1 人件費	207,937,085	29.0	99.5	208,928,315	28.3	991,230
うち職員給	155,331,831	21.6	98.1	158,388,773	21.4	3,056,942
2 扶助費	16,017,204	2.2	92.4	17,340,315	2.3	1,323,111
3 公債費	120,714,302	16.8	102.2	118,126,493	16.0	2,587,809
二 投資的経費	164,188,832	22.8	89.5	183,418,306	24.8	19,229,474
1 普通建設事業費	160,606,944	22.3	92.0	174,528,443	23.6	13,921,499
補助事業費	72,041,437	10.0	97.3	74,037,922	10.0	1,996,485
単独事業費	70,957,863	9.9	86.8	81,745,983	11.1	10,788,120
国直轄事業負担金	16,981,708	2.3	94.6	17,949,191	2.4	967,483
同級他団体事業施行負担金	0	0.0	0.0	0	0.0	0
受託事業費	625,936	0.1	78.7	795,347	0.1	169,411
2 災害復旧事業費	3,581,888	0.5	40.3	8,889,863	1.2	5,307,975
補助事業費	3,159,784	0.4	36.7	8,619,237	1.2	5,459,453
単独事業費	56,020	0.0	126.9	44,136	0.0	11,884
国直轄事業負担金	366,084	0.1	161.6	226,490	0.0	139,594
三 その他	209,774,247	29.2	99.4	211,057,549	28.6	1,283,302
1 物件費	27,186,676	3.8	98.0	27,743,572	3.8	556,896
2 維持補修費	6,003,373	0.8	78.0	7,692,596	1.0	1,689,223
3 補助費等	99,696,791	13.9	101.0	98,734,523	13.4	962,268
4 積立金	13,536,908	1.9	356.9	3,792,442	0.5	9,744,466
5 投資及び出資金	74,520	0.0	99.3	75,020	0.0	500
6 貸付金	58,566,181	8.1	85.8	68,231,210	9.2	9,665,029
7 繰出金	4,709,798	0.7	98.4	4,788,186	0.7	78,388
歳出合計	718,631,670	100.0	97.3	738,870,978	100.0	20,239,308

普通会計決算 地方債残高、基金残高、指標等の前年度比較

(単位：千円、%)

	18年度	17年度	増減
地方債残高	1,285,369,475	1,285,350,631	(0.0) 18,844
財政調整基金残高	7,788,915	7,796,156	7,241
県債管理基金残高	36,296,098	36,299,728	3,630
公共施設等整備基金残高	7,428,398	8,404,846	976,448
地域振興基金残高	9,988,023	10,173,553	185,530
計	61,501,434	62,674,283	1,172,849
経常収支比率	95.6	95.2	0.4
実質公債費比率	14.6	14.2	0.4
起債制限比率	12.8	12.3	0.5
公債費比率	20.6	20.2	0.4

参考指標

公債費負担比率	24.6	24.5	0.1
---------	------	------	-----

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度の恒常的な支出（経常的支出）にどの程度充当されているかを示す割合。

実質公債費比率

平成18年度から地方債の発行は、地方自治体の自主性を高めるために協議制へ移行したが、引き続き国の許可が必要となるか判断するために新設された指標。比率が18%以上の団体については、引き続き許可制。起債制限比率との相違点は、主に、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金等を実質的な公債費として算定対象に追加されたことなどがあげられる。

起債制限比率

地方債の許可制限のため総務省の地方債許可方針において定められていた指標で、当分の間は、上記実質公債費比率と併せて、地方債の発行に係る指標の一つとして用いられることとなっている。公債費に係る交付税措置分を控除したベースでの、標準財政規模（標準税収入額＋普通交付税）に臨時財政対策債発行可能額を加えた額に占める公債費充当一般財源の割合の過去3年度間の平均値。
20%以上...一般単独事業債 30%以上...災害復旧関係を除くほとんどすべての起債（一般事業債）が許可されなくなる。

公債費比率

公債費負担比率と同様、財政構造の弾力性を判断する指標の一つであり、標準財政規模（標準税収入額＋普通交付税）に臨時財政対策債発行可能額を加えた額に占める公債費充当一般財源の割合。

(参考) 公債費負担比率

地方公共団体の公債費による財政構造の弾力性を測る指標で、一般財源総額のうち、公債費にどの程度の一般財源が充当されているかを示す割合。

(参考)

平成16年度～平成18年度 一般会計決算の推移

(単位:千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度(見込み)
歳入総額 A	786,329,622	751,069,459	733,606,638
歳出総額 B	780,255,409	746,262,095	728,982,673
歳入歳出差引額(A-B) C	6,074,213	4,807,364	4,623,965
翌年度へ繰り越すべき財源 D	4,657,092	3,748,214	3,186,546
実質収支(C-D) E	1,417,121	1,059,150	1,437,419
単年度収支 F	309,319	357,971	378,269
積立金 G	15,648	13,928	1,463,184
繰上償還金 H	4,566,074	4,453,358	4,094,092
積立金取崩し額 I	2,185,328	1,500,000	2,000,000
実質単年度収支(F+G+H-I) J	2,087,075	2,609,315	3,935,545

(注)

平成18年度決算の数値は、地方自治法第233条の規定に基づき手続中のものである。

(地方自治法(抄))

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

(参考)

一般会計と普通会計の違いについて

普通会計とは、各地方公共団体間での財政比較や統一的な掌握を目的として、国が定めた地方財政統計上の統一的会計区分であり、公営事業会計以外の会計を総合してひとつの会計としてまとめたものである。

よって、一般会計及び特別会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計で経理されたものとして取り扱う必要がある。

また、普通会計に区分される一般会計と特別会計とを単純に加算した際、重複分が生じることから、これを取り除いて普通会計としている。

【会計区分の概念図】

